

第十五条	(指定の取消し) 行政庁は、指定学校養成所が第九条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条の規定による行政庁の指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。	大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない 所管大臣
第十二条	設置者 行政庁に報告しなければならないとする	所管大臣
第十二条	報告を 通知を	通知を
第十二条	報告を 当該報告	当該通知
第十三条	設置者又は長 報告を命じ	所管大臣 報告を求め
第十四条	設置者又は長 指示	所管大臣 勧告
第十五条	第九条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条の規定による行政庁の指示に従わな	申請 申出
第十五条	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
第十条	設置者 申請書を、行政書面により、行政庁に提出しな	所管大臣
第十一条	設置者 行政庁に申請し、その承認を受けるものを受けなければならない	所管大臣
第十二条	設置者 行政庁に届け出なければならないとする	所管大臣
第十三条	この項、次条第二項	この項、次条第二項
第十三条	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管

第十二条	報告を 当該報告	通知を	当該通知
第十三条	設置者又は長 報告を命じ	所管大臣 報告を求め	所管大臣 報告を求め
第十四条	設置者又は長 指示	所管大臣 勧告	所管大臣 勧告
第十五条	第九条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条の規定による行政庁の指示に従わな	申請 申出	申請 申出
第十五条	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
第十条	設置者 申請書を、行政書面により、行政庁に提出しな	所管大臣	所管大臣
第十一条	設置者 行政庁に申請し、その承認を受けるものを受けなければならない	所管大臣	所管大臣
第十二条	設置者 行政庁に届け出なければならないとする	所管大臣	所管大臣
第十三条	この項、次条第二項	この項、次条第二項	この項、次条第二項
第十三条	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管

関係する事項については文部科学大臣とし、同条第二号の規定による歯科技工士養成所の指定に関する事項については都道府県知事とする。

2 この政令における主務省令は、文部科学省令・厚生労働省令とする。

(事務の区分)

第二十条 第一条の二、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第二十一条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附則 (昭和三十七年三月九日政令第二五号) 抄

この政令は、歯科技工法の施行の日(昭和三十年十月十五日)から施行する。

附則 (昭和五十七年四月一日から施行する。)

1 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前に歯科技工士の免許、歯科技工士名簿の登録及び歯科技工士免許証に関してなされた申請その他の行為は、それぞれ、改正後の歯科技工法施行令の相当規定によつてなされたものとみなす。

附則 (平成六年四月一日政令第一八号)

この政令は、平成六年四月三日から施行する。

附則 (平成二一年二月八日政令第三九号) 抄

九三三 抄

第一条 この政令は、平成二二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年六月七日政令第三〇九号) 抄

九三三 抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成二二年六月一〇日政令第一五三三号)

この政令は、平成二一年九月一日から施行する。

附則 (平成二七年二月二日政令第四六号)

この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年三月三十一日政令第一二八号) 抄

第一条 この政令は、平成二七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていなければならないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項としてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附則 (令和四年二月九日政令第三九号) 抄

九三三 抄

1 この政令は、令和四年五月一日から施行する。